

## 議案第42号

### 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|-------|
|       |       |

(住宅管理人)

第25条 知事は、入居者その他の適当なものに委託することにより、県営住宅等の管理に関する事務を補佐させることができる。

別表第1 (第2条の2関係)

| 名称     | 位置      |
|--------|---------|
| 略      |         |
| 美穂第1団地 | 鳥取市源太   |
| 略      |         |
| 高城第1団地 | 倉吉市上米積  |
| 略      |         |
| 三柳団地   | 米子市両三柳  |
| 略      |         |
| 法勝寺団地  | 西伯郡南部町倭 |
| 略      |         |

(住宅管理人)

第25条 知事は、県営住宅等の管理に関する事務を補佐させるため、住宅管理人を置くことができる。

別表第1 (第2条の2関係)

| 名称     | 位置       |
|--------|----------|
| 略      |          |
| 美穂第1団地 | 鳥取市源太    |
| 美穂第2団地 | 鳥取市下味野   |
| 略      |          |
| 高城第1団地 | 倉吉市上米積   |
| 高城第3団地 |          |
| 略      |          |
| 三柳団地   | 米子市両三柳   |
| 河崎団地   | 米子市河崎    |
| 略      |          |
| 法勝寺団地  | 西伯郡南部町倭  |
| 手間第1団地 | 西伯郡南部町天万 |
| 手間第2団地 | 西伯郡南部町宮前 |
| 略      |          |

## 別表第2（第26条関係）

| 名称  | 管理を行わせる者  |
|---|-----------|
| 倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第2団地 西郷団地 ほきもと団地 宝木団地  | 鳥取市       |
| 略   |           |
| 三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田団地 高城第1団地  | 倉吉市       |
| 略   |           |
| 法勝寺団地   | 南部町       |
| 略   |           |
| 川下町団地 相生町団地 北園第1団地 北園第2団地 材木町団地 立川町団地 緑町第1団地 緑町第2団地 馬場町団地 東浜団地 浜坂第1団地 浜坂第2団地 ひばりが丘団地 東町団地 丸山町第1団地 丸山町第2団地 興南団地 湯所町第1団地 湯所町第2団地 吉成東団地 徳尾団地 白浜団地 末恒第1団地 末恒第 | 鳥取県住宅供給公社 |

## 別表第2（第26条関係）

| 名称  | 管理を行わせる者  |
|---|-----------|
| 倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 <u>美穂第2団地</u> 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第2団地 西郷団地 ほきもと団地 宝木団地  | 鳥取市       |
| 略   |           |
| 三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田団地 高城第1団地 <u>高城第3団地</u>  | 倉吉市       |
| 略   |           |
| 法勝寺団地 <u>手間第1団地 手間第2団地</u>  | 南部町       |
| 略   |           |
| 川下町団地 相生町団地 北園第1団地 北園第2団地 材木町団地 立川町団地 緑町第1団地 緑町第2団地 馬場町団地 東浜団地 浜坂第1団地 浜坂第2団地 ひばりが丘団地 東町団地 丸山町第1団地 丸山町第2団地 興南団地 湯所町第1団地 湯所町第2団地 吉成東団地 徳尾団地 白浜団地 末恒第1団地 末恒第 | 鳥取県住宅供給公社 |

2 団地 東今在家団地 面影団地 行徳団地 明治町団地 旭田町団地 越殿団地 八幡団地 米田団地 上灘団地 福守第1団地 福守第2団地 河北団地 上井団地 清谷団地 和田団地 鴨川団地 日ノ出町団地 住吉団地 内浜団地 三柳団地 上福原第1団地 上福原第2団地 皆生団地 福原団地 永江団地 上栗島団地 安倍彦名団地 富益団地 道笑町ふれあい団地 渡団地 外江団地 弥生団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団地

2 団地 東今在家団地 面影団地 行徳団地 明治町団地 旭田町団地 越殿団地 八幡団地 米田団地 上灘団地 福守第1団地 福守第2団地 河北団地 上井団地 清谷団地 和田団地 鴨川団地 日ノ出町団地 住吉団地 内浜団地 三柳団地 河崎団地 上福原第1団地 上福原第2団地 皆生団地 福原団地 永江団地 上栗島団地 安倍彦名団地 富益団地 道笑町ふれあい団地 渡団地 外江団地 弥生団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団地

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。